

PCB 廃棄物処理基本計画変更案 環境省



環境省は平成 16 年 4 月 9 日、PCB 廃棄物処理基本計画の変更案を公表し、この案について 16 年 4 月 23 日まで意見募集を行うことにしました。今回の改正は、PCB 廃棄物の処理体制が未整備である 15 県から排出される PCB 廃棄物を受け入れを北海道と室蘭市が受諾しとことを受けたものです。具体的には「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」の事業対象地域に青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野の 15 県を追加するほか、施設能力を 1 日あたり約 0.2 トンから 1.8 トンに引き上げ、処理開始予定時期を「18 年 10 月」から「18 年 10 月以降の早い時期」に変更します。

このほか、「大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」の処理開始予定時期を事業の進捗状況にあわせ、「18 年 4 月」を「18 年 8 月」に変更すること、16 年 4 月に PCB 廃棄物処理事業を担当していた環境事業団が解散し、日本環境安全事業(株)に事業が承継されたことを踏まえ、計画中の「環境事業団」とある名称を「日本環境安全事業株式会社」に変更すること、OF ケーブル(絶縁油を用いる地中送電線)設備から微量 PCB が検出されたことを踏まえ、低濃度 PCB に汚染された絶縁油を含むトランスの処理についての記述を変更することも盛り込まれています。

資料:2004 年 4 月 9 日付 EIC ネット

クロマト研究箇所 伊藤 博

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

